

## その他公売条件等

## 1 公売の方法

公売は、公売財産の売却区分番号ごとに行います。

なお、売却区分番号内に複数の財産があるものについては国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により行います。

入札書及び必要書類の提出方法は、持参又は郵送（書留等入札者が送達を確認できるもの・期間内必着）に限ります。

## 2 公売保証金の納付期限及び提出方法

公売保証金は川俣町指定の納付書で町の指定口座に振り込む方法または直接振り込む方法により、公売公告の「公売保証金の納付期限」までに着金するよう納付してください。納付期限までに指定口座への着金又は領収書の確認ができない場合、入札は無効となります。納付期限は下記4に記載の入札期間の終了日時とは異なる場合があります（振り込む際の手数料については入札者負担となります。）。なお、振込人は入札者に限りますので、入札者以外の名義で振り込んだ場合は、入札が無効となります。

金融機関名	東邦銀行(0126) 川俣支店(111)
種 別	普 通
口座番号	262
口座名義	フクシマケンダテケンカワマタマチカイケイカンリシヤ 福島県伊達郡川俣町会計管理者

## 3 公売の中止

公売は、滞納者の差押財産を町が売却し、その代金を町税に充てる制度であるため買受代金の納付の前に滞納額が完納された場合等の理由で公売を中止にする場合があります。公売が中止になった場合はその公売財産を購入できません。

## 4 必要書類の提出期限および提出方法

次の必要書類について、入札期間の終了日時までに提出してください。提出期限までに必要書類の提出が無い場合、入札は無効となります。

## (1) 陳述書

公売財産が不動産である場合には、暴力団員等に該当しない旨の陳述をする必要がありますので陳述書を作成し、入札書と併せて提出してください。

イ 入札又は自己の計算において入札を行わせる者が法人の場合は、「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を陳述書と併せて提出してください。

ロ 入札者又は自己の計算において入札を行わせる者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許認可等を受けたことを証明する書類「宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証」の写しを陳述書と併せて提出してください。

なお、陳述書の提出が無い場合や記載内容に不備がある場合は、入札が無効となります。また、陳述書は入札を行う「売却区分番号」ごとに作成してください。

## (2) 公売保証金振込通知書兼公売保証金の充当申出書兼払渡請求書

公売保証金振込者及び払渡先の口座名義は公売の入札者でなければなりません。異なる場合は入札が無効となります。

## (3) 身分に関する証明

入札手続きを行う方の公的機関が発行した本人確認書類（運転免許証またはマイナンバーカード等）をご持参ください。

## (4) 買受適格証明書(公売財産が農地など提出を要する場合のみ)

## (5) 共同入札代表者の届出書(共同入札により入札を行う場合のみ)

## (6) 委任状(共同入札により入札を行う場合又は代理人が入札手続きを行う場合のみ)

## 5 入札期間及び入札書の提出方法

入札期間は、公売公告の「公売の開始及び締切の日時」に記載された期間とし、入札書の提出方法は、持参又は郵送に限ります。入札書を「入札書在中 川俣町売却区分番号1」と書いた封筒（郵送の場合は内封筒）に入れて封入の上、提出してください。

入札期間を経過した後に收受した入札書は、通信日付等に関わりなく、すべて無効となります。郵送の場合は、送付に要する日数を見込んだ上で、入札期間内に送達されるよう発送（書留等入札者が送達を確認できるもの）してください。

なお、入札書の記載に当たって、字体は鮮明に記載し、記載に誤りがあったときは訂正したり、抹消したりせず、新たな入札書を作成してください。入札書に記載漏れ、訂正、抹消等の不備がある場合は入札を取り消します。

一度提出された入札書は入札期間内であっても引換え、変更又は取消することはできません。

また、同一人が、同一の売却区分について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

## 6 買受人の資格その他の要件

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者

## 7 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定方法

### (1) 最高価申込者

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行い、決定後速やかに通知します。

### (2) 次順位買受申込者

国税徴収法第104条の2の規定により、公売財産が不動産等である場合には、次順位による買受けの申込みをすることができますが、次順位買受申込者への売却決定は最高価申込者への売却決定を取り消したとき等（最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金を納付しなかったとき等）に限り行うほか、下記8に記載のとおり、公売保証金の返還は最高価申込者が買受金を納付した後に行います。

次順位買受申込者の決定は、以下のすべての要件を満たす者に対して、決定（2人以上いる場合は、「くじ」により決定）します。

- イ 入札価額が見積価額以上かつ最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額であること
- ロ 見積価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であること
- ハ 入札書にて次順位買受申込みを行っていること

### (3) 電話による連絡

最高価申込者及び次順位買受申込者が開札の場所にいないときは、決定内容を電話により連絡しますので、入札者又は共同入札代表者（代理人による入札の場合は代理人）は、電話に応答できるようにしてください。

## 8 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行います。それでも追加入札の価額が同額のときは「くじ」により最高価申込者を決定します。

## 9 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼公売代金の充当申出書兼払渡請求書」に記載された金融機関に振込む方法により返還します。

公売保証金の返還は、開札終了後（次順位買受申込者が納付した公売保証金は最高価申込者が買受け代金を納付した後）、1か月程度かかる場合があります。

## 10 売却決定

売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって行います。

### 11 買受代金の納付及び権利移転の時期

買受人は売却決定を受けた後、公売公告の「買受代金の納付期限」までに買受代金から公売保証金を控除した金額を、上記2の方法により着金するよう納付してください。納付期限までに着金が確認できない場合、売却決定を取り消して、公売保証金を返還できないほか、国税徴収法第108条第1項の規定により、その事実(正当な理由なく、買受代金の納付期限までに代金を納付しなかった場合等)があった後2年間公売への参加が制限される場合があります。

なお、振込みに当たっては、上記2に記載の留意事項を確認してください。

また、買受人は買受代金を全額納付したとき(所有権移転について法令の規定等により許可等を要するものは関係機関の許可等のあったとき)に公売財産の権利を取得しますので、代金納付(許可)後に生じた財産のき損、盗難及び消失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

## 1 2 権利移転手続

権利移転の登記又は登録を請求することのできる財産(不動産等)は、買受人の請求により当町が関係機関に対し、その登記又は登記の嘱託を行うこととなりますので、買受人は必要書類を添付の上、速やかに当町に対して、権利移転の登記または登録の請求を行ってください。

なお、所有権移転について、農地法その他法令の規定等により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、所有権移転手続きに際して、その証明書等を提出してください。

また、公売財産の権利移転手続きに必要な登録免許税、郵送料等は買受人の負担となります。

## 1 3 国税徴収法の適用

公売は本公告に定めるところにより行うほか、国税徴収法の定めるところにより行います。

## 1 4 不動産の表示(不動産登記簿の表示による)

(土地の表示)

① 所在 伊達郡川俣町字鉄炮町

地番 43番22

地籍 70.25㎡

② 所在 伊達郡川俣町字鉄炮町

地番 47番5

地籍 81.25㎡

## 1 5 公法上の規則等に関する事項

都市計画区分：区域区分未設定地域

用途地域：近隣商業地域

基準建蔽率：80%

基準容積率：200%

高さの限度：無し

防火地域等：法22条地域

規制区域：宅地造成等工事規制区域

## 1 6 土地の状況に関する事項

接面道路：町道(南側)

幅員：3.9m～5.0m

法42条：2項該当

形状：ほぼ正方形

地勢：平坦地

供給処理施設：上水道 有

占有者：有り(月極駐車場として利用)

## 1 7 その他の事項

- ・公売した不動産について、川俣町は引渡し義務はありません。
- ・物件上に存在する動産類の処理等は買受人が行ってください。
- ・国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。
- ・売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
- ・1 5及び1 6の事項は、土地①と土地②の2筆を1区画とした事項となります。